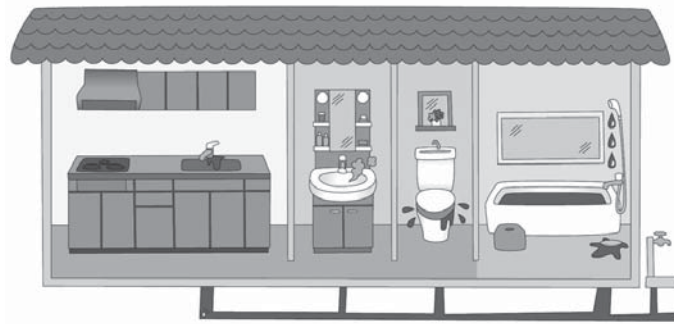


7月利用分から

# 下水道の使用料を 改定しました

問合せ／上下水道課 (979-8120)



10月請求分より改定させていただきます。ご理解・ご協力をよろしく申し上げます。

函南町の下水道の使用料は、消費

## ◆使用料の改定について

函南町の下水道の使用料は、消費

状況などに応じて単価が決められ、狩野川東部浄化センターにおける汚水処理単価が平成27年に比べて平成28年・平成29年は約12%、平成30年・平成31年は約43%上がることが決定しました。

下水道の使用料は、狩野川東部浄化センターの汚水処理、下水道の補修、圧送施設の電気代、点検費などの下水道施設の維持管理に使われています。

## ◆下水道の使用料の使い道

町の公共下水道に接続している家庭からの汚水は、宅内排水設備から地中に埋まっている下水道管を通り、狩野川東部浄化センターまで運ばれ、微生物の働きによりきれいに浄化して大場川へ放流しています。同センターは、静岡県が管理・運営し、函南町・伊豆市・伊豆の国市の2市1町の汚水処理しています。

## ◆家庭から出る汚水の行き先

税の増税分を除き、平成8年の改定以来、約20年間据え置いて事業運営を行ってきました。しかし、年々汚水処理の経費が増加し、現在の料金体系では適切な下水道施設の維持管理ができなくなっています。

## ◆下水道事業審議会に諮問

下水道事業の運営について、下水道事業審議会に諮問した結果、「適切な維持管理を行っていくためには30%を超える引き上げが必要だが、社会情勢や利用者の負担軽減を図ることから、段階的な料金改定が妥当であり、さらに子育て世帯や高齢者を抱える世帯など水を多く使用する家庭に配慮し、超過料金を一律基本単価とすること」と答申されました。これに基づき、平成28年度3月定例議会で下水道条例の一部改正議案が議決されました。

## ◆自然環境を 継承するため

公共下水道の管は地中を通り、直接汚水処理場に通

## 新しい料金表

料金表 ( ) は改定前の料金

種別	基本料金		超過料金(1㎡につき)	
	汚水量	金額	段階別水量	金額
一般用	20㎡	2,000円 (1,600円)	20㎡を超え 40㎡まで	100円 (81円)
			40㎡を超え 60㎡まで	100円 (83円)
			60㎡を超えるもの	100円 (85円)
一時使用	1㎡につき			100円 (85円)

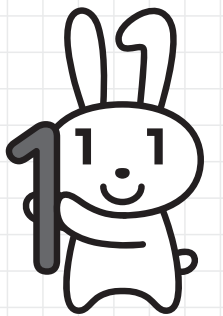
・基本料金は、改定料金・現行料金とも2か月を基準。  
・消費税は別途加算されます。

じているため、汚水が側溝や小川に流れ込むことがなく、蚊やハエなどの害虫が発生しにくくなります。また、汚水処理場できれいに浄化してから川に放流をしているため、汚れた水が河川や海に流れることはありません。

このように公共下水道は、川や海の環境を守り、衛生的な住宅環境を保つことに役立っています。現在の素晴らしい自然環境を次世代に残すためにも、下水道利用者の皆さんにはご負担をお掛けしますがご理解・ご協力をよろしく申し上げます。

身分証にもなる顔写真付きのカード

# マイナンバーカード についてのお知らせ ～マイナンバーカードを作りましょう～



問合せ／住民課 (979-8110)

## ▶ マイナンバーカードとは

- ・マイナンバーカードは、身分証にもなる顔写真付きのカードです。マイナンバーの提示と本人確認がこのカード1枚でできます。(初回の発行手数料は無料)
- ・通知カードと一緒に送付した「個人番号カード交付申請書」で申請を行ってください。パソコンやスマートフォンからの申請も可能です。(通知カードを受け取った日以降に引っ越しをした人が申請する場合には、引っ越しの際に受け取った交付申請書をご利用ください)

## ▶ 通知カード・マイナンバーカードを受け取っていない人へ

宛先不明などの理由で、町ではお届けできなかった通知カードと、すでに交付のお知らせを発送しているマイナンバーカードを保管しています。まだ受け取りにきていない人は早めの受け取りをお願いします。

## ・通知カードの受取方法

本人確認書類(運転免許証、住基カード、旅券など写真のあるものは1点。保険証、通帳、年金手帳など写真のないものは2点)を持参のうえお越しください。(同じ世帯の人の通知カードはまとめて受け取りが可能です)

受取時間／開庁日の8時30分～17時15分

(水曜日のみ19時まで)

## ・マイナンバーカードの受取方法

交付日時は、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」が届いてから電話で希望日を予約してください。

予約時間／開庁日の8時30分～16時30分

(水曜日のみ18時30分まで)

受取方法／受け取りができるのは本人のみです。交付時に暗証番号を設定していただく必要があります。「設定暗証番号記載票」に、暗証番号を事前に記入してご持参ください。その他の持ち物などの詳細は「個人番号カード交付のお知らせ」でご確認ください。

その他／「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」「個人番号カード交付申請書」を紛失した場合は住民課までご連絡ください。

※ご不明な点は

マイナンバー

検索

日本語：0120-95-0178  
外国語：0120-01-7827